

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十八年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「調整監、専任主査、主任主査、主任専門員、主査」を「参事、主幹、主任専門員、主査、事業推進員」に改め、同条第二項中「主任主事及び」を削り、同条第三項中「調整監、専任主査、主任主査、主任専門員、主査、専門員、主任、主任主事」を「参事、主幹、主任専門員、主査、事業推進員、専門員、主任」に改める。

第四条第五項中「総括」を「総括し、」に改め、同条第六項中「調整監」を「参事」に、「事務局内の総合調整に関する事務に従事する」を「命じられた事務を総括し、及び整理する」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「主任主査」を「主幹」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 事業推進員は、上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。

第四条第十三項中「主任主事及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。